

第 6438 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 5月15日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 商標にかかる費用の取扱い

Q : 当社はロゴマークを一新して、ブランド力を上げようと思っています。この商標にかかる費用はどのような取扱いになりますか？

A : 商標登録したものは商標権として、登録しないものは繰延資産として減価償却します。

【解説】

商標とは、商標法によると、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であつて、次に掲げるものをいい、登録されたものは保護されることとなっています。

- ①業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- ②業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの

次に税務ですが、税務では、商標を登録するかしないかで次のように取り扱われることとなっています。

①商標登録した場合

商標登録した場合は、その商標は、無形固定資産の商標権に該当することになりますので、ロゴマーク作成費用のほか、登録にかかった費用は商標権の取得価額となり、無形固定資産として10年で減価償却していくことになります。

②商標登録しない場合

商標登録しない場合は、商標権にならず、支出の効果が1年以上に及ぶ繰延資産として償却していくことになります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

